

< 17-12 >
2017年4月

先生各位

診療報酬適用のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成29年3月31日付「保医発0331第10号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、平成29年4月1日より下記検査項目の検体検査実施料が新規適用となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

■ 新たに検査料算定が可能となった検査項目

検査項目名	実施料	実施料区分	判断料区分
ヒト精巢上体蛋白4	200点	「D009」腫瘍マーカーの「22」	生化学的検査 (Ⅱ)

- ア ヒト精巢上体蛋白4は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの「22」CA130の所定点数に準じて算定する。
- イ 本検査は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの注1及び注2の規定に準ずる。
- ウ 本検査は、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を限度として算定する。
悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った本検査の費用は区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、本検査は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に併せて算定できない。
- エ 本検査は、CLIA法により測定した場合に算定できる。

以上